

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 20 日

川口市長 殿

提出者

住 所 埼玉県川口市弥平三丁目7番17号

氏 名 株式会社 内山商事

代表取締役 中林 和彦

電話番号 048-223-2861

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 内山商事
事業場の所在地	埼玉県川口市弥平三丁目7番17号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	86278万円
③従業員数	14 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

-4.6.22

12

別紙1

④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処分方法	処分後
がれき類	破碎	再生砕石として再利用
木くず	破碎	チップとして再利用
	破碎	製紙原料他として再生利用
ガラス陶磁器くず	破碎	再生砕石、再生砂等 再生利用
混合廃棄物	破碎・破碎減容	最終処分場で埋立処分(委託)
廃プラスチック類	破碎・減容	塩ビ管原料他として再利用
	破碎・破碎減容	最終処分場で埋立処分(委託)
	破碎、圧縮・減容	RPF固形燃料他として再利用
廃石膏ボード	破碎	無水石膏・再生利用等
その他がれき類	破碎	再生砕石・再生砂として再生利用
繊維くず	破碎・減容	RPF固形燃料他として再利用
石綿含有建材	安定型・管理型埋立	最終処分場で埋立処分(委託)
紙くず	圧縮梱包	製紙原料として再生利用
建設汚泥	脱水	再生土として再利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 梱包材や養生を過剰にせず、必要最小限としている。 分別をより細分化している。		
② 計画	【目標】別紙3参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類・ガラス陶磁器くず・廃プラスチック類・木くず・金属くず ・石綿含有建材 それぞれ分別し運搬、石綿含有が特に他と混ざらないよう注意。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記と同様。 分別と徹底し、細分化・再利用を推進する。

別紙2

令和3年度 実績

産業廃棄物の種類	排出量(t)
コンクリートがら	5,126.36
アスコンがら	8.44
その他がれき類	39.96
木くず	222.31
ガラス陶磁器くず	23.40
混合廃棄物	64.15
廃プラスチック類	32.61
廃石膏ボード	5.40
石綿含有産業廃棄物	3.70
紙くず	1.20
繊維くず	4.05
建設汚泥	240.40

別紙3

②計画

目 標

産業廃棄物の種類	排出量(t)
コンクリートがら	4,000.00
アスコンがら	5.00
その他がれき類	30.00
木くず	200.00
ガラス陶磁器くず	20.00
混合廃棄物	50.00
廃プラスチック類	30.00
廃石膏ボード	5.00
石綿含有産業廃棄物	3.00
紙くず	1.00
繊維くず	3.00
建設汚泥	200.00

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定している。			
委託実務に関する社内チェックを定期的実施している。			

別紙4

令和3年度 実績

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	優良認定処理業者 への処理委託量(t)	再生利用者 への処理委託量(t)	認定熱回収業者 への処理委託量 (t)	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量(t)
コンクリートがら	5,126.36	—	5126.36	—	—
アスコンがら	8.44	—	8.44	—	—
その他がれき類	39.96	39.96	39.96	—	—
木くず	222.31	209.63	222.31	—	—
ガラス陶磁器くず	23.40	1.50	23.40	—	—
混合廃棄物	64.15	44.26	—	—	—
廃プラスチック類	32.61	21.05	32.61	—	—
廃石膏ボード	5.40	5.40	5.40	—	—
石綿含有産業廃棄物	3.70	1.50	—	—	—
紙くず	1.20	1.20	1.20	—	—
繊維くず	4.05	0.12	4.05	—	—
建設汚泥	240.40	—	240.40	—	—

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>更なる廃棄物の分別の徹底により、混合廃棄物を軽減する。</p> <p>委託した処分場等の現地確認を定期的実施する。</p> <p>できるだけ優良認定処理業者から選定する。</p>		
※事務処理欄			

別紙5

目標

	産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	優良認定処理業者 への処理委託量 (t)	再生利用者 への処理委託量(t)	認定熱回収業者 への処理委託量 (t)	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量(t)
②計画	コンクリートがら	4,000.00	500.00	4,000.00	—	—
	アスコンがら	5.00	5.00	5.00	—	—
	その他がれき類	30.00	30.00	30.00	—	—
	木くず	200.00	150.00	200.00	—	—
	ガラス陶磁器くず	20.00	20.00	20.00	—	—
	混合廃棄物	50.00	50.00	—	—	—
	廃プラスチック類	30.00	30.00	30.00	—	—
	廃石膏ボード	5.00	5.00	5.00	—	—
	石綿含有産業廃棄物	3.00	2.00	—	—	—
	紙くず	1.00	1.00	1.00	—	—
	繊維くず	3.00	2.00	3.00	—	—
	建設汚泥	200.00	100.00	200.00	—	—

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。